

令和7年度 中川小学校いじめ防止基本方針

朝来市立中川小学校

いじめ防止と学校運営の基本

本校には、校志「やさしく 強く より高く」の精神が学校運営に脈々と受け継がれてきている。また、本校は昔から人権教育に力を入れてきており、PTA と連携した取組も行っている。この精神をまず教職員が、そして児童が理解し実践することで、いじめのない学校・いじめを許さない風土のある学校づくりができるはずである。さらに、学校に対して協力的な保護者・地域もいじめ予防・対応の支援者であり、校内体制の充実と外部との連携を軸に取り組んでいく。

1 いじめとは

◎「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの基本認識

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

3 未然防止

—いじめの起こらない学校・学級づくりの実現—

◎教育活動全体を通じて、命や人権を大切にすることを育てる。

◎自分がかげがえのない存在であることを実感させる。

◎様々な集団をとおして、多様なものの見方や考え方を身につけさせると共に、自他の個性を受け入れる寛容な心を育てる。

- ・『命の大切さを実感させる教育プログラム』等の活用
- ・「兵庫県版道徳教育副読本」等を活用した道徳教育の充実
- ・「いじめを許さない人権教育教材」等を活用した人権教育の充実
- ・「兵庫県いじめ対応マニュアル」〈改訂版〉の活用
- ・「朝来市いじめ防止基本指針」の活用

※いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」子どもを育てる指導を徹底する。

4 早期発見

- ◎日ごろから、教職員と児童の好ましい人間関係の構築に努める。
- ◎いじめは教職員や大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見されにくいものであることを認識し、子どもの小さな変化を敏感に察知し、絶対に見逃さない。
- ◎「子どもを語る会」を学期に1回以上実施し、多角的に児童を見るように心がけ、場合によってはすぐに対策をとる。
- ◎教育相談やアンケート調査(毎月)、チェックリストによる観察等、いじめ発見のための具体的な取組を毎月実施する。

※いじめの兆候を見逃さないことと、積極的な情報収集に日々努める。

5 早期対応

- ◎「いじめ」または「いじめの疑い」の情報をキャッチしたら、直ぐに関係者で情報を共有する。
 - ◎当事者双方と周りの子どもから聴き取り、記録する。
 - ◎「いじめを受けている子」「いじめを受けている子の保護者」の話をじっくりと聞き、その気持ちに十分に寄り添う。
 - ◎いじめ解消のあと、必ず学校・学級の課題を点検し、絶対に再発させない体制を学校全体で構築する。
- ※担任一人で抱え込まず、すぐに、校内いじめ対応チームへ報告し、組織的に対応することを基本とする。

6 ネット上のいじめへの対応

- ◎ネット上のいじめとは、スマートフォン・タブレット端末、パソコン等を利用して、特定の子どもの悪口やひぼう中傷等をインターネット上に書き込んだり、動画共有サイト、SNS等に投稿したりするなどの方法により、いじめを行うものである。
 - ◎学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。
 - ◎書き込みや画像の削除や SNS への対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
 - ◎学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要である。
- ※家庭に対して、適切な使い方、加害・被害防止について、啓発をすすめる。(関係機関との連携・活用)

7 いじめ問題に取り組む体制の整備

◎校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのために、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。

◎いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

8 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

◎いじめを認知した場合は、直ぐに管理職に報告し、学校として対応する。

◎校長はいじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。

◎いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

◎いじめが解消したと見られる場合でも、スクールカウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。

※情報を収集し時系列で記録に残す。

9 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

◎学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。また、状況に応じて、県学校問題サポートチームや朝来市いじめ防止対策委員会の助言や支援を受ける。

◎地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておく。（市教委主導）

◎いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、子育て支援課や豊岡こども家庭センター、福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

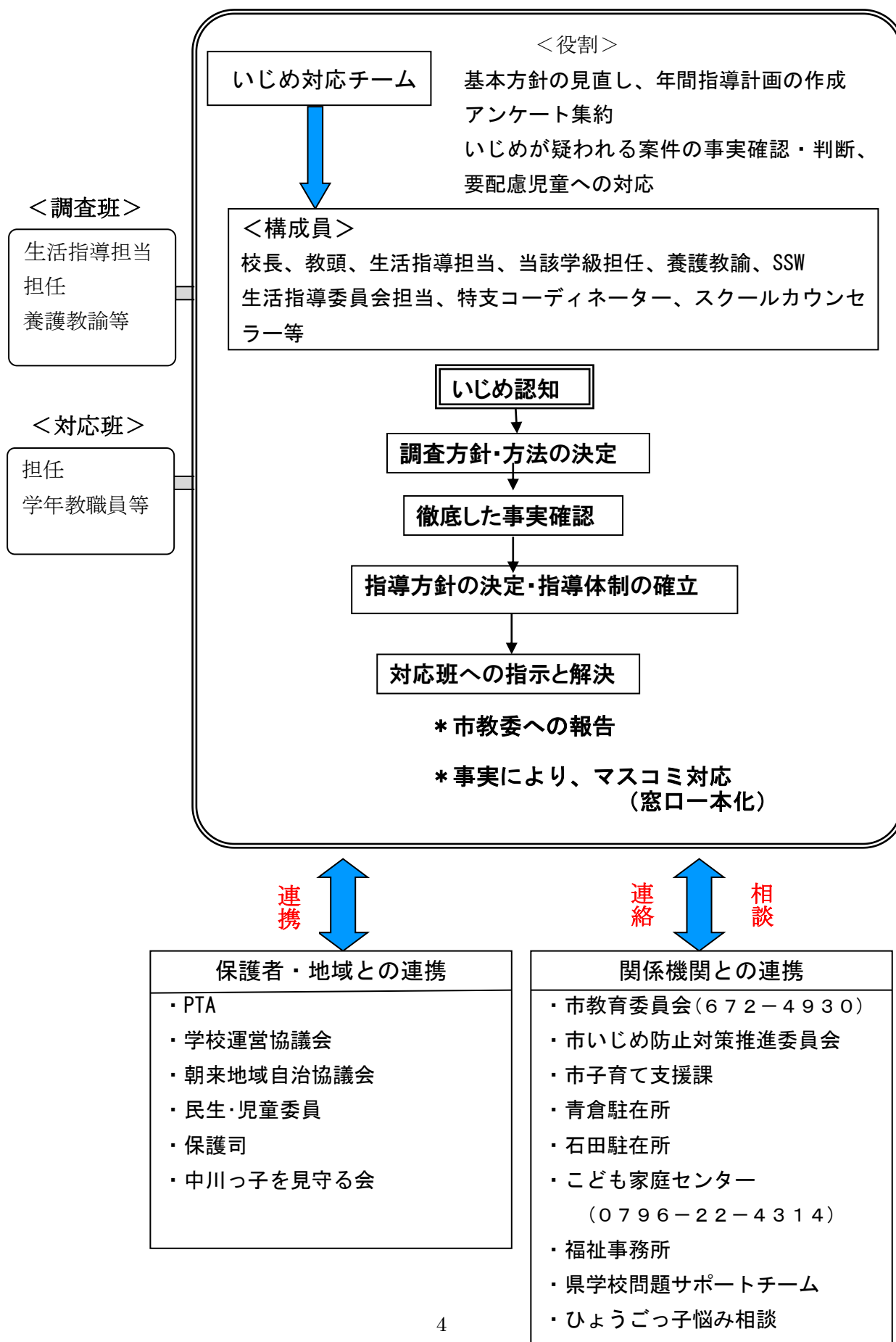
※長期休み前の警察講話や交通安全指導教室を開催するなど警察官等が、児童を直接指導する機会を設け「顔の見える連携」を行う。

10 教職員の研修の充実

◎「兵庫県いじめ対応マニュアル」・「朝来市いじめ防止基本方針」及び、本基本方針等を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。

◎教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、スクールカウンセラーや外部機関等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

1 1 組織的対応



12 年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	家庭・地域等の連携
4月	いじめ対応チーム	こども園・中学校との情報交換	ふり返りアンケート	家庭訪問
	指導方針・計画作成	学級づくり		地域行事参加
		学校運営協議会	早期発見チェックリスト (年間を通して随時)	保護者向け啓発 (PTA総会) いじめのサイン発見シート
5月		職員研修会「いじめ対応マニュアル」等の活用	ふり返りアンケート	学級懇談会
				学校便りによる啓発
6月			ふり返りアンケート	PTA 人権標語募集
		ネット犯罪防止講演会		ネット犯罪防止講演会
		学校運営協議会		保護者アンケート
7月	子どもを語る会	事業発生時 いじめ対策委員会 職員会議	ふり返りアンケート	教育相談
			人権学習	PTA 輪読人権学習
			「NO！体罰」等の研修	
8月			中学校との情報交換	子どもの見守り活動
				地域行事参加
			カウンセリングマインド研修	
9月			ふり返りアンケート	
10月			ふり返りアンケート	地域行事参加
				子どもの見守り活動
			学校運営協議会	
11月			道徳参観日	児童虐待防止月間
			人権学習	PTA 人権教育講演会
12月	子どもを語る会		ふり返りアンケート	人権週間
			個別懇談	教育相談
				保護者アンケート
1月			ふり返りアンケート	
2月			ふり返りアンケート	
			オープンスクール	
			学校運営協議会	
3月	子どもを語る会		ふり返りアンケート	
	いじめ対応チーム			
	本年度のまとめ	中学校との情報交換		子どもの見守り活動